川崎市立学校の施設等の開放に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、川崎市立学校の施設等の開放に関する規則（昭和５１年川崎市教育委員会規則第１２号。以下「規則」という）第１２条及び第１３条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（運営委員会）

第２条　規則第４条に規定する運営委員会の職務内容は、次に掲げるものとする。

（１）年１回以上の会議開催に係る調整

（２）開放施設の使用に係る調整

（３）その他教育委員会が必要と認める職務

２　運営委員会は、２名以上の連絡担当及び規則第７条第１項の規定により登録した当該学校の開放施設を利用する団体の代表者をもって構成する。

３　前項の連絡担当は、教育委員会、当該学校及び前項の団体との連絡調整を担うものとする。

（施設・設備）

第３条　学校施設の開放において使用させる施設・設備については、開放校の意見を聞いて教育委員会が調整する。

（川崎市学校施設利用予約システム）

第４条　規則第７条第１項に規定する登録、同条第２項に規定する申込み及び同項に規定する許可は、川崎市学校施利用予約システム（以下「予約システム」という。）を使用する方法により行うものとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合にあっては、この限りではない。

２　前項ただし書に定める場合にあっては、規則第７条第１項に規定する登録は様式１をもって、同条第２項に規定する申込みは様式２をもって、同項に

規定する許可は様式３をもって、それぞれ行うものとする。

（使用の中止）

第５条　登録団体は、使用を中止し、又は申込みの内容に変更がある場合は使用許可を受けた日までに教育委員会に届けなければならない。ただし、教育委員会が必要と認める場合にあっては、この限りではない。

２　前項ただし書に定める場合にあっては、様式４により行うものとする。

（使用料の減免）

第６条　規則第８条に規定する使用料に関する川崎市財産条例（昭和３９年川崎市条例第９号）第３条第３項の規定により準用する同条例第６条の規定に基づく減額又は免除の申請は、様式５により行うものとする。

（委任事項）

第７条　この要綱に定めのない事項については、その都度、教育委員会事務局地域教育推進室が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１６日から施行し、令和７年１月２１日から適用する。

（学校施設有効活用事業実施要綱等の廃止）

２　次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

（１）学校施設有効活用事業実施要綱

（２）校庭夜間有効活用実施要綱

（３）川崎市立学校特別開放施設の使用に関する実施要綱

（４）学校施設有効活用実施要綱の特例に関する要綱

（５）校庭夜間有効活用実施要綱の特例に関する要綱

（６）川崎市学校施設開放使用料収納事務委託契約に関する要綱

（７）川崎市学校施設有効活用推進会議設置要綱

（８）学校施設有効活用事業連絡会議運営要綱

（９）はるひ野黒川地域交流センターの利用に関する要領

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（様式1）

川崎市学校施設開放使用団体登録票

年　　月　　日

（宛先）川崎市教育委員会

ふりがな				
団体名				
ふりがな				
代表者氏名				
代表者住所	〒			
代表者電話番号 （日中つながる連絡先）				
メールアドレス				
代表者以外の連絡先	ふりがな 氏名		連絡先	
団体の活動内容（種目）			利用施設	体育館・校庭・特別教室等（　　） （○をつけてください）
団体の構成人員 （2人以上で構成する団体）	15歳以下	16歳以上	計	

川崎市立＿＿＿＿＿＿　学校　受付番号　№.＿＿＿＿＿＿

（様式2）

川崎市立　　学校　　受付番号　No.

年　　月　　日

川崎市学校施設開放使用申込書

（宛先）教育長

団 体 名

代表者氏名

電　話

緊急連絡先

次のとおり、施設の使用を申し込みます。

使用施設	□ 体育館　□ 運動場　□ 武道場　□ 特別教室 （　　）
使用目的	
使用人数	
使用料／減免	□ 使用料 （1時間当たり　　円）　□ 減免決定済

	使 用 日 時	利用時間	使用料	備考
月分 ※1か月ごとに記入してください	年　月　日（　） 時　～　時	時間	円	・半面利用の場合は、その旨記入。
	年　月　日（　） 時　～　時	時間	円	
	年　月　日（　） 時　～　時	時間	円	
	年　月　日（　） 時　～　時	時間	円	
	年　月　日（　） 時　～　時	時間	円	
	合計	時間	合計　円	

（様式3）

川崎市立　　学校　　受付番号　No.

年　　月　　日

川崎市学校施設開放使用許可書

様

教育長

申込みのあった学校施設使用について、次のとおり、許可します。

使用施設	□ 体育館　□ 運動場　□ 武道場　□ 特別教室　（　　）
使用目的	
使用人数	
使用料／減免	□ 使用料　（1時間当たり　　円）　□ 減免決定済

	利　用　日　時	使用時間	使用料	備考
月分 ※1か月ごとに記入してください	年　月　日（　） 時　～　時	時間	円	・半面使用の場合は、その旨記入。
	年　月　日（　） 時　～　時	時間	円	
	年　月　日（　） 時　～　時	時間	円	
	年　月　日（　） 時　～　時	時間	円	
	年　月　日（　） 時　～　時	時間	円	
		時間	合計 円	

（様式４）

川崎市学校施設開放使用中止届

年　　月　　日

（宛先）教育長

団　体　名

代 表 者 名

電　　話　　（　　）

次のとおり、施設開放の使用を中止するため、届け出ます。

【学校名】　川崎市立＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学校

使用を中止する日時	理由	教育委員会への事前連絡の有無
①　年　月　日（　曜日） 時　分から　時　分まで	□ 学校都合 □ 団体都合 □ その他	月　日
②　年　月　日（　曜日） 時　分から　時　分まで	□ 学校都合 □ 団体都合 □ その他	月　日

備考（中止理由が「その他」の場合はこちらに記入）	教育委員会受付印

処理欄

（様式５）

学校施設開放使用料減免申請書

（宛先）教育長　様

年　　月　　日

団体名	
代表者氏名	
電話番号	
メール	

川崎市立学校の施設の開放に関する規則に規定する学校施設開放使用料の減免を申請します。

◆減免条件への該当

□子どもの健全育成を目的とする団体に該当

□障害者の社会参加等を目的とする団体に該当

□その他

こちらに詳細を記入

◆その他

□団体として実費相当額以上の会費、参加費等の費用を徴収していないことを宣誓します。

□申請した内容について、教育委員会事務局の担当から調査する場合があること、虚偽があると認められた場合については減免を取り消すことについて、同意します。

□申請の条件に該当しなくなった場合は、速やかに教育長に届け出ます。

（備考）

１　「子どもの健全育成を目的とする団体」にいう「子ども」は、１５歳以下の者を指します。

２　本申請書は、川崎市学校施設利用予約システムにおいて団体登録の申請を行う際に、併せて提出します。